

平成26年度 東京都税制調査会
第6回小委員会 議事録

日 時 平成26年10月27日(月) 午前10時～
場 所 都庁第二本庁舎 31階特別会議室24

平成26年度 東京都税制調査会第6回小委員会

平成26年10月27日(月) 10:00~12:01

都庁第二本庁舎

31階特別会議室24

【税制調査課長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の一番左側、上から順に第6回小委員会次第、座席表でございます。

また「企業の公的負担のあり方に関する調査報告」を配付しております。こちらは、第4回小委員会で行っていただきました御意見を反映した内容となっております。

なお、この報告書は第3回総会で答申の取りまとめと同時に公表する予定であります。

その右側ですが、本日、御審議いただきます「平成26年度東京都税制調査会答申(案)」でございます。

また、机上に配付しておりますファイルには「平成23年度答申」「平成24年度中間報告」「平成25年度中間報告」及び今年度の第1~5回小委員会の資料がつづっております。こちらは適宜御参照いただければと存じます。

よろしければ、会議を始めさせていただきます。

進行につきましては、〇〇小委員長をお願いいたします。

【小委員長】 皆さん、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから「平成26年度東京都税制調査会第6回小委員会」を開催させていただきます。

それでは、次第にありますとおり、本日のテーマの審議に入ります。

本日は、第5回の小委員会で行っていただいた御意見を踏まえて答申の案文を用意いたしました。これについて御議論いただきたいと思います。

この案文はかなり分量がございますので、ローマ数字ごとに説明をいただいて、その後に議論をするという形で進めていきたいと思っております。

それでは、まず、事務局から「はじめに」と「I 税制改革の視点」について説明をお願いします。

【税制調査課長】 それでは、資料「平成26年度東京都税制調査会答申(案)」を御覧くださいよう、お願いいたします。

前回の小委員会で、答申の素案について、委員の皆様のお意見をいただくなどして修正した部分を中心に御説明してまいります。それ以外に語句の統一や、内容を精査して修正したところなどもございますが、御了承くださいますようお願いいたします。変更箇所には下線を付してございます。

最初に、表紙をおめくりいただきまして、目次のページを御覧ください。

構成に大きな変更はございませんが、項目として最初のところに「はじめに」と、巻末に参考資料を追加しております。

1枚おめくりいただきまして「はじめに」でございます。これは、今回、新規にお出しさせていただいております。

もう1枚おめくりいただきまして、3ページ「I 税制改革の視点」でございます。

このページの一番下から2行目のところですが、前回の素案の段階では、〇〇先生の『租税法』からの引用を入れておりましたけれども、自治体の課税権については、憲法から直接来るのか、地方自治法によるものか、さまざまな論争があるということから、これについては削除することにいたしました。

5ページに参ります。一番上のポツですけれども、「他の道府県がよく思わないのでは」とか「都税調だから

都民のことを考えるべき」「都のリーダーシップという表現は残すべき」などいろいろな御意見をいただいております。小委員会での委員の皆様の御発言を確認するなどして、会長、小委員長とも御相談いたしましたけれども、素案の際の表現のままとさせていただきます。

次に、8ページに参りまして、下のほうですが、こちらは小委員会での御意見ではないのですが「財源を将来世代に振り向けるような」と書いておりましたが、「将来世代」というのがわかりにくい言葉ですので、これを「子どもや若年層」に修正いたしました。

次に、10ページでございます。下のほうですが、前回の小委員会で「中小企業も東京に一番集中しており、支援すべき」という文言を入れてほしいという御意見がございました。ここに「都内には大企業のみならず地域や社会を下支えしている中小企業が数多く存在している」という一文を追加いたしました。

第I部の説明は以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、今、説明のありました「はじめに」と「I 税制改革の視点」について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 申し訳ございません。前回、気づけばよかったのですが、自信がないので確認させていただきたいのですけれども、4ページ目の7行目のところで、法人の住民税が国税化されたのですが、自主財源という定義はなかなか広いと思うのですけれども、これはいわゆる自主的な財源に入っていないのですか。私は入っていると認識していたのですが、誤解だったらごめんなさい。いわゆる自主財源というのは、もちろん地方税ではないですが。

【委員】 国の財源ではないよね。

【委員】 国税だけれども、全額移譲されていますよね。

【小委員長】 いや、移譲というよりも、今回は交付税原資に入ったわけです。

【委員】 交付税原資に入りました。

【小委員長】 交付税に入ったから、自主財源ではないと。

【委員】 地方交付税というのは独自の財源ではないのですか。

【委員】 自主的な財源ですよ。

【委員】 自主財源の定義の前に、地方交付税というのは、もちろん地方の方もおっしゃっていますが、地方独自の財源ですよ。

【委員】 ですよ。ということは、全額が直入されているので、自主的な財源ではないのですかというのが、済みません。私の今の意味です。

【小委員長】 形式的な話なのですけれども、これは直入されていないですね。一旦国の一般会計に入っているので、直入はされていないと思います。

【委員】 直入というのは、全額を交付税財源としていると。済みません。

【委員】 国の財源ではないですよ。

【委員】 という気はしますよね。

【小委員長】 国の財源ではないというのは、地方の立場として言っているわけです。ただ、ここで言っている場合の自主財源というのは、地方交付税については、地方全体の共有財源という言い方をしているわけですが、東京都だったら東京都という個別の自治体というか。

【委員】 だから、別に「東京都の財源を縮小させるものである」と書けばいいのではないですか。

【税制調査担当部長】 いや、ここは「自主財源である地方税を縮小するものであり」と表記をしてございま

すので、事実としては間違いではないのかなと思います。

【委員】 地方税が減ったということですね。わかりました。自主財源が減ったわけではないと。

【委員】 でも、地方税は縮小するものだから地方自治の危機というのは、私は非常に大げさだと思いますよ。だって、地方財源ではあるわけですから。

【委員】 わかりました。そういう御意見ですね。

【委員】 済みません。前回、気づかなくてごめんなさい。

【委員】 いえいえ。

【小委員長】 御意見をいただきましたが、ここは。

【委員】 このところですけども、今回の関連する文言が出てくるところで「地方自治の危機」という言葉がどういう表現をしているか、整合性もあるかと思しますので、後でまた確認していただけたらと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

では、ほかの点はいかがでしょうか。

【委員】 よろしいですか。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 8ページ目に、今回、御修正いただいた将来世代へという話を「子どもや若年層」へと振り向けたというのは、わからないわけではないですし、その後「現役世代は」という概念もあるのですけれども、よりあっさり言ってしまうと、別に世代によって同じようなことをしているわけではないので、家族政策の場合は、正直言うと「子育て世帯」ではないかと私は思うということでもあります。

若年層という世代で見ても、世帯形態とかさまざま多様化してきているので、世代ごとに画一的な記述をするということがだんだん困難になってきているというのが一番ややこしい問題ではないかと思しますので、本来なら財源を「子育て世帯」というのがより望ましいです。そもそも現役世代も必ずしも子育てをしているとは限りません。ただ、潜在的な子育て可能世帯ではあるのですけれども、別に若い世代だけが子育てしているわけでもない。じいさん、ばあさんにやらせているところもあるので、現在は一概に言えないというのが最大の問題というか、特徴なのです。世代論で言うのもやや誤解を招くというか、現在の時代に合わないのではないかなという印象を持ちます。

【小委員長】 確かに親もいろいろな年代の人がいるわけです。

わかりました。ちょっとその表現を考えさせていただきます。ありがとうございます。

第Ⅰ部についてですが、ほかにはいかがでしょうか。

それでは、もし気づかれたらまた戻っても結構ですので、まず先に進みたいと思います。

それでは「Ⅱ 税制改革の方向性」について説明をお願いします。

【税制調査課長】 それでは、13ページからの「Ⅱ 税制改革の方向性」の説明をいたします。

最初は14ページの中ほどですが、こちらは「どの税目を基幹的税目とするかということとは」としておりましたけれども、ここを「基幹的税目のあり方については」とさせていただきます。

次に、地方消費税・消費税に参りまして、15ページですけども、実はこの1つ目のポツの次のところに削除した部分がありまして、削除したのは、人口一人当たり税額の最大値を最小値で割った数値を入れておりました。これを削除いたしました。

これは実は第Ⅲ部のほうで最初にご説明するのですが、東京都は一人当たり税額の差があること、イコール、偏在があるという考え方には反論していることから削除しました。少し飛びますが、一度41ページを御覧いただけますでしょうか。

41ページの「(1) 財政需要と税収」というところですけども、最初の部分を修正しておりまして、人口

1人当たり税収額について「税収格差の指標として、都道府県別の人口一人当たり税収額が用いられることがある。これによれば」これこれの数字となっており「他の税に比べて大きいとされている」という書き方に直しております。そういうことから、先ほどの15ページの地方消費税ではそういうところを削除したということでございます。

済みませんが、戻っていただきまして19ページの「(5) 地方消費税の清算基準」のところですけれども、ここは小委員会で御意見をいただいたところではないのですが、会長と小委員長と事務局で読み直しをしまして、現状を踏まえて記載の仕方を変えたところでございます。

素案では「近年、統計によるカバー率が下がってきている」という表現が入っておりまして、この表現は平成20年度の答申からずっと使っておりまして、23年度答申では「下がってきているという意見がある」というような形で書いてありました。

しかしながら、いろいろ調べてみたのですが、そのような事実が見つかりませんでしたので、その表現を削除することにいたしました。

また、20ページのほうなのですが、こちらは素案の段階では「経済センサスの導入による清算基準の精緻化が期待されている」という文章を入れておりましたが、こちらも総務省が検討しているということでしたのですが、今は動きがとまっているようでして、本当に精緻化が期待できるかの証拠が見つからないということで、こちらも削除させていただきました。そして、文章を整理して19ページ下のような表現に修正し、ここでのポイントである、20ページの上のほうですが「清算基準は、あくまでも税収を最終消費地に帰属させるための指標であり、都道府県間の財政調整のために用いるべきではない」と明記いたしました。

【委員】 済みません。説明が速いので、どこがどこかわからなかったのですが。19ページですか。

【小委員長】 今、見ていただくと、このファイルはありますか。

【税制調査課長】 第5回の小委員会のときにお出しさせていただいた答申の素案の17ページのところです。17ページの下の方の2つのボックスから、次の18ページの2つ目のボックスぐらいのところですよ。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 清算基準は、数年前に経済センサスができようとするときに、それを用いて清算基準をどうしようかと検討する総務省の委員会に入ったことがあるのですが、3年ぐらい前だったと思うのですが、それ以降の展開は御存じないですか。経済センサスはもう始まっていますよね。センサス結果が出て、清算基準はかなり緻密化されているはずなのですが。

【小委員長】 これについては、事務局のほうで何か国の動きについて調べていただいていると思うのですが。

【税制部長】 総務省のほうで正式に話は出ておりません。そういったことで数字は出たはずなのですが、総務省のほうで検討しているのではないかなと推測しております。見直しということについては、何ら総務省からアナウンスはございません。

【小委員長】 ということで、こういう表現の修正案になっているのです。

【委員】 もう一つ、関連していいですか。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 東京都さんでも県民経済計算を算定されていらっしゃると思うのですが、あそこの消費支出との関連はどうなっているのですか。私が非常に不思議なのは、県民経済計算において県の消費水準をちゃんとSNA統計として算定しているのですが、あれというのは清算基準に全く生かされていないですよ。そこら辺、都の中では特にそういう議論もないというか、さっき調べられたということなのですが、そこら辺の関係はどうなっているのでしょうか。

【税制部長】 実は私も県民経済計算はどう出しているのか、よく承知しておらないものですから、数値とし

ては各県がそれぞれ一定の方式に基づいて出しているようなのですけれども、それを全部足し上げて全国分にならない。

【委員】　そうですね。

【税制部長】　どこが違うかもよくわからないというようなことなので、要するに、シェアの指標としては参考にはしておりますけれども、それをそのまま清算基準にというところにはなかなか使えないのかなと思っております。

【委員】　でも、都は都でやっていらっしゃるんですよね。都は、内閣府のを見ると都の数字だけ抜けているのですが、非常にそこら辺の整合性がどうなっているのか、常日ごろ、清算基準に疑問を持っていましたので。

【小委員長】　ありがとうございます。

今、話は地方消費税のところの説明まで来ておりましたが、続けてよろしいですか。

それでは、お願いします。

【税制調査課長】　次に、法人課税に行きます。答申（案）の21ページをご覧ください。

21ページの最初のポツですが、ここは「法人所得課税を実際に負担するのは」となっておりましたが、ここは所得課税に限らない内容ですので「法人に課される税を実際に負担するのは」と修正いたしました。

同じページの中ほどですが、素案では「原産地原則に基づき、所得循環の生産局面において課税」という表現がありまして、難しいのではないかと御意見がありましたので、ここの「原産地原則」というところに「納税地と税の帰属地を一致させるという」という説明を加えました。

また、所得循環の3つの局面につきましては、同じ第Ⅱ部の「1 基本的な考え方」の13ページの一番下のパラグラフですけれども、ここに丁寧にわかりやすく説明している箇所がございましたので、そこを1で述べたようにということで引いてくる形にいたしました。

次に、23ページに進みまして、上のほうですけれども、骨太の方針の内容ですが、実効税率の目標値だけでなく「来年度から引下げを開始する」という内容も入れるべきだという御意見がありましたので、それをこの下線の部分を追加しております。

その2つ下のポツのところ、26年度税制改正大綱の内容で「税金の中立性」ではないかというお話がありましたけれども、これは「税制の中立性」ということで間違いのないことを確認いたしました。

また、このページの下から3つ目のポツの「諸外国との比較」というところの最初のポツですけれども、こちらの表現については内閣府の資料から持ってきておりまして、通常はこのような説明がされているということで、そのままにしております。

25ページに参りまして「税率の引下げの効果」というところですが、前回、この小委員会で、ここの部分に企業にアンケートなどを行った都の昔の委託調査の結果を載せてはどうかという御意見があったのですが、その調査が平成19年度の調査でございまして、ちょっと古いということから、都以外の機関が行った調査のほうが新しいということで、こちらの2つの経産省と日銀の調査結果を載せております。昨年度中間報告でも同様の理由で東京都の調査の結果は載せておりませんでした。

また、このあたりなのですが、法人実効税率の引下げは既に決定しているので、トーンをもう少し工夫してはどうかという御意見がございましたが、ここでは税率引下げをするべきではないということを書いていません。例えば、24ページの上から4行目にあるように「実効税率は、租税負担の一部損金算入以外の要素を考慮せずに表面税率を合計した一つの指標に過ぎない」ですとか、25ページの上から4つ目のパラグラフのように「実効税率は一つの判断材料ではあるが、企業の投資を促進するためには、規制緩和や人材の充実が重要」ということを言っております。

25ページ一番下のほうでも、税率を引き下げる際には課税ベースの拡大等で財源確保を図るべきと26ペ

ージにかけて言っております。ただ、そのような御意見がありましたので、26ページの上から2行目に、はっきりわかるように、引下げ実施後もその政策効果を検証する必要があるという感じで「引下げ実施後も」という言葉をつけ加えました。

次に、27ページの下から2行目ですが、素案の段階では、アメリカの売上税・使用税は企業の負担に含まない数字にしておりましたが、仕入れ税額控除ができないということから、企業負担に含んで推計することにしたので、アメリカについては、素案の段階では7.0%でしたが、こちらを7.9%に修正しております。

次に、28ページに行きまして、一番上のところですけれども、高いとも低いとも言えないのではないかと御意見がございましたので「諸外国と比べて必ずしも高いとはいえない」と修正いたしました。

次に、29ページの下の方ですけれども、超過課税の部分ですが、こちらは東京都が必要があって実施していることであり、他自治体のことを言及する必要はないという御意見が多数でしたので、仮に東京都だけが下げると都に企業が集中するのでは、などということが入っていたのですが、そちらは削除いたしました。それを削除した関係で、文章が流れるように順番や表現を少し変えまして、30ページの上の方の下線部分のとおり「超過課税は、地域の実情に応じた行政運営を行う上で必要不可欠な財源であり、地方自治体の判断が尊重されるべきものである」という文章を加えました。

次に、個人所得課税に参ります。

31ページでございますが、一番上、日本の個人所得課税の負担が低いということに記載すべきではないかという御意見がありましたので、GDPに占める個人所得課税の負担割合の海外との比較の数値を追加しております。日本は5.1%で、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスよりも低くなっているということを書いております。

また、個人所得課税の課税ベースが狭いということに記載すべきという御意見がありましたけれども、32ページの「控除」の一番上のパラグラフのところに、課税ベースを広げることや、基礎的な人的控除を税額控除に改めることなどということが書いておまして、昨年度中間報告の段階から記載しておりましたので、こちらでよろしいかと考えております。

また、この「控除」の節の32ページの下から3つ目のポツですが、こちらの「働き方の選択に対して」という部分について、ここは働き方の選択でいいのかという御意見がありましたけれども、この部分は都税調としての意見ではなくて、政府税調などの論調が、こうした観点から配偶者控除を見直すべきというようなことで議論を始めているという背景を説明しているところですので、この表現はそのままとさせていただきます。

次に、車体課税に参りまして、車体課税は33ページからですが、34ページに「(2) 車体課税のあり方」というのが真ん中ぐらひにあります、ここがかなり長くなってしまいましたので、小見出しをつけることにしまして、34ページの「(環境重視の考え方)」というのと、36ページのほうに「(見直しの方向性)」と新しい小見出しをつけることにしました。

36ページでございますが、前回の小委員会、車体課税の財源調達機能について、もう少し強調してはどの御意見がございました。車体課税が自治体の重要な財源であること、代替財源を確保するなどということは実はもう書いておまして、それを強調するために、36ページの真ん中の下線を引いているところですが、表現は変えていないのですが、前のほうにあったのを「(見直しの方向性)」の一番前のところに持ってまいりました。

38ページに行きまして上から4行目ですけれども、こちらは「将来的には」ということで、初年度に加えて平年度においても「環境性能課税を導入することを検討」すべきということで、内容は変えていないのですが、今「環境性能に応じた課税」と直してありますが、これはもともと「環境性能課税を導入することを検討」と書いておますと、来年度税制改正で導入されることになっている初年度の環境性能課税と言葉が似ていて混同され

るおそれがあるということで「環境性能に応じた課税」という表現に変えたところです。

次のパラグラフは、環境性能課税が入れば、エコカー減税についても考えなければいけないところなのですが、こちらは実は昨年度の中間報告にも記載しておったのですが、これは素案の段階で完全に事務局のミスで抜けておりましたので、追加したところでございます。内容は去年と同じです。

最後のパラグラフの1行目、ここは「水素自動車」という言葉を使っていたのですが、現在、国や東京都が導入推進を目指しているのは燃料電池自動車ということで、この「水素自動車」という言葉を「燃料電池自動車」に変えたところです。燃料電池自動車というのはどういうものかというのは、下に注をつけさせていただきました。

ここまでの説明は以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは「Ⅱ 税制改革の方向性」について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 ありがとうございます。

中身に関することではないのですが、全体の印象として、私も大分長くこの都税調委員をやらせていただいていますけれども、以前に比べるときちんと統計の数字を踏まえて、国際比較も踏まえて、主張の論拠となる実証的な証拠を積み重ねて議論をしようという姿勢がすごく強くなってきたという点は、非常にいい傾向だと考えております。全体としてすごく好ましい方向だと思います。それが主張の説得力を増しているのではないかなという印象を全体として持ちました。

その中で、特に24ページあたりの記述については、都独自の委託調査も十分に活用されていて、内容も非常に興味深いものでしたし、こういった方向性はどんどんやっていっていただきたいなと思っております。

ちなみに、こういう注をつけるやり方はいつから導入されたのですか。最近ですよ。

【税制調査課長】 きちんと全部つけるようにしたのは昨年です。多分、その前も注はついていたと思うのですが。

【委員】 そうですよ。これはすごく読みやすくなったと思います。

ただ、参考資料の何ページと書いてある注の場合と、24ページのように調査だけが書いてあるケースがありますけれども、この調査は主税局のホームページか何かを見に行けば確認できるのですか。

【税制調査課長】 はい。この24ページのスウェーデン、ドイツ、オランダ、あと、アメリカもありますけれども、これはホームページのほうに公開してございます。

【委員】 わかりました。興味がある人はそこを見にいけばいいと。

【税制調査課長】 そこに行けば見られます。

【委員】 URLも書いていただくと。

【税制調査課長】 そういたします。

【小委員長】 ありがとうございます。

今、アドバイスいただいたとおり、この調査は公表しておりますので、URLについて記載するというところで追加記述をしたいと思います。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 前回は質問したのですが、27ページの下から4行目のところ、括弧のところで「付加価値税を除く消費課税の合計額」と書いてあるのですけれども、ということは、付加価値税は消費課税であると判断してい

るということでございますね。そうした場合、なぜ付加価値税を除いて比較をしなければならないのかという理由がちょっとわからないのですが。

【小委員長】 ありがとうございます。

今の27ページですが、この前の企業の公的負担のあり方に関する調査報告ですが、こちらの数字の載せかたについて、前々回の小委員会で議論がございました。

そこで、付加価値税は、先ほど事務局から説明しましたとおり、いわゆる仕入税額控除を行っているわけですので、それは最終消費者に転嫁されるものであろうということで、ここで言う企業が負担するものから外して考えよう、ということが前々回に議論になりました。それに応じてこういうやり方をとったということでございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 付加価値税を除く消費課税というのは、具体的にどのようなものがあるのですか。消費課税というのは、基本的に消費者に課す課税だと私は認識しているのですが。

【小委員長】 RSTというのがありますよね、例の小売売上税ですかね。

【委員】 あれは、要するに最終段階の消費者の取引に関する課税なのですか。そうではない。企業間の卸とか、小売との間に課すのですか。

【小委員長】 アメリカの州などで課されている売上税の場合、確かに小売段階で課そうということにはなっているのですが、ただ、実際にはビジネス・インプットに課される部分が多いところがあって、前段階仕入税額控除を行うような付加価値税と比べると、企業負担が大きいという研究もございます。そこで小売売上税と付加価値税の扱いを変えてみよう、ということにしているわけです。

【委員】 そちら辺はもう少し注を書いたほうがいいのではないですか。私の場合は、アメリカの州のセールスタックスは消費税全部。私が知っている論文は全部それを入れているので、そうでないというのもあり得ると思うので、やはりそちら辺は学問的に多分定まっているところではないと私は思うのですよね。

【小委員長】 この報告が机の上に置いてありますが、その41ページですね。これは前々回に議論になった表ですが、表1というのがございます。前々回は、最初「当調査会による推計値」という欄が右から5、4、3、2とございましたが、ここで付加価値税の半分程度を企業が負担すると仮定した数値が、最初の「国税・地方税・社会保険料合計額の企業負担割合」と「企業が負担する国税・地方税、社会保険料合計額の対GDP」です。今、私が説明しましたとおり、付加価値税を除外したケースがその隣の欄です。

なぜ付加価値税を除外したかについては、この下に注2があります。「EU諸国及び日本の付加価値税（日本は消費税及び地方消費税）は最終消費者に転嫁されるとみなして、企業の負担をゼロとした場合の推計値である」という形で、前々回の議論を受けて修正しています。それを受けてこちらの答申にそれが反映されてきたという流れです。

【委員】 それはそうですけれども、そんなのは読む人はわからないですから。

あと、付加価値税と言ったときに、付加価値割みたいなものも本来は入りますよね。

【小委員長】 いわゆる所得型付加価値税ですか。

【委員】 だから、私はそれをちょっと勘違いしてしまうのですよ。企業課税のところでは付加価値税といったら、付加価値割みたいなものかなと思ってしまいます。

【小委員長】 では、そこは答申のほうもその下に注をつける方法もありますので、表現を工夫させていただきます。御指摘ありがとうございます。〇〇委員もありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 多分、言葉だけだと思うのですが、30ページ目の上から2つ目の今回、書き直していただ

いたところなのですが「超過課税は、財源であり」となっているので「超過課税は財源」ではなくて「超過課税による税収は」とかなのではないかと思うのですが。すごく小さなことです。

もう一つは、これは答申自体ではなくて、私がこう思っているということだけは議事録に残していただきたいのですが、32ページ目なのですが、私は基本的には、再分配機能は地方自治体が持っても意味がないと思っているし、不適切だと思っています。役割分担としては、再分配機能は国で、自治体は再分配機能はそれほど強く持つ必要がないと私は思っているので、32ページ目の最初のポツは、私は違和を感じているということだけ言葉を残していただければと思います。申し上げていたことなので。

【小委員長】 ありがとうございます。

超過課税のほうは、これも表現を考えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。御意見は御意見として承りました。

ほかはいかがでしょうか。

では、〇〇委員、先に。

【委員】 25ページなのですが、下から2つ目のポツで「企業の投資を促進するためには、規制緩和により市場の魅力を高めることや国際的に活躍できる人材の充実がより重要」という書き方になっているのですが、その前段の説明とか、あるいは今期の海外調査なんかの結果を踏まえても、規制緩和で市場の魅力を高めるというの、わかったようでよくわからないところもあるのですが、例えば日本に投資を行う企業に対する行政としての支援というのもあり得るだろうと思うので、必ずしも規制緩和だけではないのではというのでしょうかね。

政策的に投資を促進するような行政サービスというのを積極的に提供していくというような意味での支援というのもあり得るだろうと思いましたので、ちょっとこの表現が気になったということです。

【委員】 関連していいですか。

【小委員長】 〇〇委員、関連してどうぞ。

【委員】 ここは、要するに税率を下げても、そんなに言われているような効果はないよということを言えばいいだけなので、そんな裾野を広げた表現をとって、自分で首を絞めるようなことはしないでいいような気がします。

【小委員長】 わかりました。どこまで書くのかということで、このポツについて、ちょっと考えさせていただきます。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】 先ほどの自主財源の言葉の定義については、一応、地方交付税は自主財源に含まれるという話で決着したのですか。

というのは、13ページ、Ⅱの冒頭のページなのですが、2つ目のポツのところの3行目に「移転財源」という言葉が出てきて、3つ目のポツの下から2行目に「自主財源」という言葉が出てくるのです。だから「移転財源」の対の概念として「自主財源」という言葉を使っているということは、自主財源はほぼ地方税収入とイコール、あるいは料金収入とかもあるかもしれませんが、交付税と国庫支出金は移転財源であると。

言葉の使い方も、叙述を見ていると、インセンティブとすごくかかわらせてあるわけですね。歳入で足りない、基準財政需要から基準財政収入を引いたときの財源不足が交付税で補填されるということで、歳入削減のインセンティブが働きにくいと指摘があり、他方で、地方税、自主財源があれば、税源を豊かにし税収を上げていくインセンティブが自治体には働くというような対照的なものとして描かれています。

ちょっと超えてしまいますが、ちょっとまたがっているので申し訳ないのですが、例えば、次のⅢの節が始まる39ページの2つ目のポツのところ「そのためには、自主財源の確保が最も重要であり、まずは地方

税の充実が不可欠である」と。これはほぼ地方税とイコールで書かれています。

39ページの下「地方交付税制度のあり方」には、ページの下から3行目に「移転財源に依拠する地方交付税は」と書かれていますので、対比的にずっと書かれています。ですので、交付税を自主財源と呼んでしまうと論旨が一貫しなくなるのではないのでしょうかということです。

【小委員長】 先ほど申し上げましたが、確かに地方交付税の性格については、地方全体の共有財源あるいは固有財源という言い方をするのですが、ここで申し上げている自主財源は、個々の自治体の自主財源という意味で使っています。先ほど「自主財源としての地方税」という言い方がありましたが、地方交付税は個々の団体から見ると自主財源とは呼ばないと思います。ということで、ここで書いてある表現を修正しなくてもよいと思っております。

【委員】 わかりました。私は了解しました。

【委員】 時間がないのですが、譲与税はどういう。

【小委員長】 譲与税ですか。

【委員】 譲与税は自主財源ではない。

【小委員長】 普通、譲与税は自主財源と言わないですね。

【委員】 いや、それはそれでいいと思いますよ。

【小委員長】 言わないと思います。少なくとも通常は言われていないと思います。

【委員】 やはり読み手によって言葉がいろいろな意味づけで使われてしまうので、できればこの答申の中で、定義を必ずしも明確にする必要はないのですが、必ず同じ概念規定でずっと通して読めるように、〇〇委員がおっしゃられたように、確認だけはしておいていただいたほうがいいのではないかと思います。

もう一つは、これからなのではと思うのですが、4ページのところの次の地方財政調整制度のところの確認なのですが、「法人住民税の国税化」「地方自治の危機ともいべき事態」という表現については、次のⅢのところでの整合性を考えるということです。その間に挟まっている「自主財源である地方税を縮小するものであり」というところは、このままということで〇〇委員からの御指摘があって〇〇委員も御納得ですので、ここはこのままということにさせていただいて、あと、その残りの部分、危機かどうかということについては、また後ほど思っています。

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 何点かあるのですが、1つは、13ページの移転財源かどうかはともかくとして、移転財源の定義にもよりますけれども、移転財源に依拠していることが必ずしも歳出削減のインセンティブが働きにくいと言えるのかどうかというのはちょっと微妙なところがあります。実支出に応じて100%確実に費用償還されるのであれば確かにインセンティブは働きませんが、交付税の実支出に連動しない算定部分についていえば、歳出削減するしかないわけで、極めて強くインセンティブは働く。いわゆる地方税のほうが、徴収を強化すればいいなどという意味で、どちらかという歳出削減のインセンティブは働いていないという面もある。明らかにこれは極めてプリミティブな表現で、いかがなものかなという気がいたします。

2点目は、15ページの「地方消費税を自主財源として定義している」という表現もなかなか微妙なところがあって、これは先ほどの話の続きで、消費譲与税の場合には譲与税で国税だったけれども、地方消費税になったら地方税だから自主財源だと言われても、実際は分割基準というだけで、自分で取ってもいないので……。

【委員】 譲与税みたいなものですからね。

【委員】 実質、譲与税だというほうが実態であって、地方消費税が自主財源になったというのは、いかがなものかなという気はいたします。これが2点目であります。

3点目は、これは事務局も予想していると思いますが、繰り返し何回も言っていて、もう聞き飽きたと思うかもしれませんが、一応、言っておかないと納得したと誤解されると困るので。

32ページのところでありますが、課長が御説明になったように、「中立的な」と称する議論があるというのはそのとおりなのですが「しかし」の後の「税制のみで問題解決を図ることは困難」であると書いてしまうと、相手方が言っている問題提起を是認しているということになるので、これは、私は全く是認していないと。

働き方の選択に対してのみ中立性を考えるのではなくて、働く、働かないとか、どう生きるのかということに対しての中立性でなければいけない。原案のように、「しかし、問題解決を図ることは困難であり」という表現で、そういう問題があると認識すること自体、私はナンセンスであると思っておりますので、やはりこれは現状のままではいかがなものかなと思います。

仕事と子育ての両立といっても、仕事と子育ては両立するということが前提になっているということなので、これはやはりきわめてイデオロギー的な人生観を強要していると言わざるを得ないので、私はここは納得できない。あえて修文を言えば、まず「中立的」に括弧をつける。というような議論があると。しかし、重要なことは、生き方、働く、働かないとか、さまざまな、どういう人生を設計するのかにおいて中立的であるべきであって、パートで長時間働くことが中立的だなどというのは、およそ貧困な人間観であると思わざるを得ないと思いますので、ここは強く異論を述べておきたい。

ただ、実際、事務局が私の意見を採用するかどうかは、余り期待はしていませんけれども、一応、言うだけは言っておきたいと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

3点ほどございました。歳出削減のインセンティブの話。

【委員】 前からあったのですよね。

【小委員長】 前からあったのですか。これは前の年に変わったのですかね。

【委員】 おっしゃっていることは、まさにそのとおりだと思います。

【小委員長】 なるほど。

【税制調査課長】 例えば23年度の答申を見ますと、32ページの上のほうですが、ちょっと表現は違うのですが、32ページの3行目「移転財源に依拠する財政調整は、無駄遣いとガバナンス機能の低下を招きやすいとの意見がある」というようなことが書いてあります。ほかにもあるかもしれません。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【委員】 さっきの表現にも関係するのでありますが、「意見がある」という表現にやはり注があるともっといいかなと思うのです。よく意見があると言って、実を言うと架空の議論の相手を立てる場合が多いと私は思うので。つまり、都合のいい議論を展開するために架空の議論を展開する場合も多いのですから。いろいろ議論があるというのは、さっきの○○委員のご意見も、見直すべきとの議論があると。誰の議論かわからないというのがあります。

【小委員長】 基本的には、答申の中で意見があったという場合、ここで出た意見なので、議事録を読んでくださいという話になります。ただし、意見があるということについては、どこだという話になるので。

【委員】 議論がある。

【小委員長】 議論がある。証拠を示す、あるいはその典拠がどこにあるかということについては、ちょっと探すということをやらないと。

【委員】 税調の議論でも別にいいですね。

【小委員長】 税調でもいい。ありがとうございます。

では、インセンティブの話と、生き方の中立ですね。働き方のみの中立性ではないだろうという議論について、

今、御意見をいただきましたので、どういう対応が可能かということについて、議事録を読み直して考えさせていただきます。

地方消費税は自主財源かどうか。譲与税と同じではないかという御議論。

【委員】 そうですね。実際の消費にも対応していないのだし。

【小委員長】 これは地方税の徴収委託を国に行って、委託費を払っているという制度の仕組みになっているので、自主財源に入れていいのではないかと私は考えております。

【委員】 では、譲与税も自主財源でいいのですか。

【小委員長】 譲与税は徴収委託していないですね。別に委託費は払っていないですね。

【税制調査課長】 地方譲与税については、後で出てきますけれども、今日の資料の46ページの下から2つ目のポツですが「そもそも、地方譲与税とは、本来、地方税とすべきであるが、徴税技術上の理由などやむを得ない場合に限り、一旦国税として徴収した上で、同一の客観的な基準により地方自治体に配分すべきものである」と書いております。

【委員】 私も授業ではそう教えている。

【小委員長】 地方消費税の場合には、制度上、ここで言っている地方譲与税の定義には当てはまらないということですね。

【委員】 でも、実際、地方消費税の半分で市町村に配るときは、全く消費は関係ないですからね。

【小委員長】 あれは地方消費税交付金ですか。そういう名前でも道府県から市町村に配っているという性格ですね。

【委員】 だから、定義によると半分というのは自主財源ではないですね。

【小委員長】 市町村から見ると交付金です。市町村にとっては自主財源ではないということになる。

【委員】 だから、市町村から見ると、まさに移転財源ですね。これは地方というと市町村も入るわけでしょう、ここで議論しているのは。

【小委員長】 そういう意味では、地方消費税の。

【委員】 そこまでぎちぎち言わないですけれども、ただ、やはり気をつけたほうがいいですね。

【小委員長】 だから、分類としてはいわゆる道府県税ということになっていると思うのです。ありがとうございました。

第Ⅱ部のところで、ほかにはいかがでしょうか。

それでは、第Ⅲ部に移ってよろしいでしょうか。

第Ⅲ部について、地方財政調整制度というところで、これについての説明をお願いします。

【税制調査課長】 第Ⅲ部ですけれども、39ページから始まっているところです。

39ページの3つ目のポツですけれども、必要なサービスを行うのに十分な歳入を確保できない地方自治体が多数あるということで御意見がありましたので「多数の」を追加いたしました。

次に、40ページを御覧ください。臨時財政対策債の説明文が錯綜しておりまして正しくなかったもので、正しくわかりやすくなるように修正をいたしました。こちらに書いてあるとおり「地方の財源不足分の一部は臨時財政対策債によって補てんされている。基準財政需要額が臨時財政対策債に振り替えられることで、基準財政需要額が圧縮され、その結果、普通交付税が減少する」といたしました。

次に、41ページに参りまして、こちらは先ほど地方消費税のときに御説明したとおりでございます。仮に一人当たり税収額で見ればということがわかるような書き方に書き直しております。

次に、42ページの一番下ですけれども、こちらは46ページの下の方の「地方分権の流れ」というのと「地方分権改革の流れ」というのが合っていなかったということで、2つとも「地方分権の流れ」に修正いたしました。

た。

43ページが一番下のパラグラフは「しかしながら」ということで、ここに「仮に」を追加しております。

次に、46ページに参りまして、上のほうですけれども、法人住民税の国税化についても撤廃し、地方税に還元すべきという都の主張をはっきり書くべきではないかという御意見がございましたので、こちらに「法人住民税の国税化という不合理な偏在是正措置は速やかに撤廃し、地方税に還元すべきである」という文章を追加いたしました。

また、同じページの「(4) 地方譲与税の譲与制限等」のところですが、ここは前回の小委員会で「財政需要に応じた配分」と書くべきではとの御意見がありましたけれども、地方譲与税は客観的な基準で配分すべきものなのに、その基準に乗せて不交付団体の制限が加えられているということから、上に加えられている不交付団体の制限を廃止してほしいという要望ですので、表現はこのままにしております。

第Ⅲ部は以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

では、この第Ⅲ部につきまして、委員の皆様から御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 2点ほどお願いしたいのですが、第1点は、40ページの下から2つ目のポツで下線が引いてあるところですが、私も地方交付税の制度を詳しく知らないのによくわからないのですが「財源不足分の一部は臨時財政対策債によって補てんされている」と書いて「基準財政需要額が臨時財政対策債に振り替えられることで」と書いてあるのですが、基準財政需要額を臨時財政対策債に振りかえるというのはどういう意味なのか。財政対策債というのは、収入の問題であって需要の問題ではないと思うのですが、このところが理解できないというのが1つであります。

もう一つは、48ページが一番上のポツですが「地方の役割を支える安定的な財源確保のため、地方税・地方交付税等を合わせた総体としての地方税財政制度について、充実を図っていくべきである」と書いてあるのですが、このことについて格別反対はないのですが、ただ、前で法人住民税の国税化ということを否定したり、あるいは法人住民税の交付税化ということについて否定的な見解を述べておるとそごを来さないかどうかと思っております。

以上です。

【小委員長】 1点目につきましては、表現は修正したのですが、どうもこれでもまだよくわからないのではないかという御意見かと思えます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 そのところは前回申し上げたのですが、この表現はミクロ的な表現にするからわかりにくいので、地財計画上の話として設定すればいいだけの問題なのですよね。つまり、国税5税というか、交付税として地財計画の収入に乗せる。生はないので、しょうがないから財政対策債を歳入のところに乗せざるを得ないと。あとは、ミクロ上の配分は、発行するかしないかというのは自治体ごとによるので、必ずしも補填されるとは限らないので、枠づけだけの話なのです。そういう意味では、地財計画上の記述をするのが一番適切であって、ミクロの表現をするのは余りよくない。

これは、ひょっとすると間違いの可能性もあるので、あくまでマクロで枠どりした後で基準財政収入と支出の配分を分割していく話なのであって、その結果、地方交付税が減少するのではなくて、地方交付税の総額が減少した結果、配分的にこう計算がされているというだけであって、これの因果関係が反対でありまして、これも間違いになりかねないので、あくまで地財計画上のマクロな記述で十分ではないかなと思います。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 さっきの件なのですけれども、注の36に「参考資料p. 11」とあるのですが、このことですよ、表がずらっと並んでいるやつですか。40ページの先ほどの下線部が引いてあるところの注の36というのはどこののですか。「参考資料p. 11」というのはどこに当たるのですか。

【税制調査課長】 巻末の資料の一番下です。

【委員】 この表ですよ。

確認したいのですが、さっき〇〇委員がおっしゃったように、地財計画のところではマクロの収入と需要を見たときに、地財計画の需要側のプロジェクションはもちろん基準財政需要とは呼びませんよね。あれで需要側がでかいので、足りない分をかつては特別会計でやっていたのを、今度は国のほうの一般会計と地方のほうで折半しようということで、足りない分を地方に借金させるということですよ。

あと、これは間違いというか、ミスリーディングですが「基準財政需要額が圧縮され」という表現がよくわからないのですけれども、これを残したいのであれば、もう少し詳しく書く必要がある。私は、〇〇委員が言うように書かなくてもいいと思いますけれども「圧縮され」というのを強調したいでしょう。

【委員】 これは財政対策債の償還が基準財政需要額に計上されるから、基準財政需要額が全体的に減るという意味なのですか。そうであればわかるのですけれども、財政対策債に振りかえられることで基準財政需要額が圧縮されるというと、ちょっと意味がわからなくなってくるのですよね。

【委員】 本来、基準財政需要額というのは、制度上は圧縮されては困る概念だと思うのですよね。借金するか、しないかみたいな。

【委員】 だから、圧縮されるのですよ。

【委員】 振り分けるときは、結果的にはそうなりますよね。

【委員】 だから、この結果はミクロ的には正しいのですけれども、ミクロ的に正しいということとマクロの話が混在しているので、説明が非常によくない。基準財政需要額は、臨財債発行によって明らかに圧縮されます。それは間違いありません。それはそのとおりなのです。基準財政収入は変わらないけれども、交付税全額は下がるということは、その差額を縮めなければいけない以上、基準財政収入が増えない以上、基準財政需要を圧縮するしかない、これは事実なのです。ただ、これは間違いではないのですけれども、因果関係がまず反対であるということと、こういうミクロの話とマクロの話とを混在して議論をすると、この話がずれているということ。

【委員】 ただ、圧縮はされても、借金すれば財源を確保できるということですよ。

【委員】 そうです。要は、基準財政収入ではないのですが、本当は基準財政収入がふえれば、当然、その差額は減るけれども、基準財政収入を水増しできないので臨財債になる。臨財債は収入でもなければ、財政需要でもないからということだと、結局、需要のほうを計算上圧縮するしかない。一般財源需要のほうですよ。

【委員】 ただ、本来、財源補償すべき額は、一応、地方には担保していることがあるので、本当は地方は困らないのですよ。過去だったら特別会計で借金したのが隠れていただけなので、だから、実を言うと、特会で隠れてやっていた借金を地方に振り分けているだけで、その分、地方が文句を言っている形ですよ。ただ、地方を含めた国全体としては別に負担は変わらないわけですから、借金も。

【小委員長】 どちらにしても、国全体としては借金をしているということです。

【委員】 だから、書き方がすごくミスリーディングだと思うのです。

【小委員長】 今、言われたことを全部書くとすごく長くなるので、答申というレベルでは詳し過ぎることになります。それぞれの委員からございましたとおり、詳細に書こうと思えば書けるのですが、そうすると、答申としては大変なので、マクロの面だけで済むという御意見ですね。

【委員】 もう一言いいですか。これは結局、足りないので、基幹税の国税5税の率を上げているのではなくて、借金で賄っていますよという、ポイントはそこだけですよ。借金で賄っているので不健全ですよと言って

いるだけですね。だから、極端な話、真ん中の線を引いているところは要らないのではないですか。

【小委員長】 線を引いているところですか。

【委員】 税収から入ってくる場所が足りないわけで、地財対策も実際にやっていますけれども、それ以外にも臨財債の制度があるので。

【小委員長】 今いただきました御意見を踏まえて、さらにここの表現を工夫させていただきます。ありがとうございます。それが1点。

あと、〇〇委員からもう一つございましたのは、48ページの2～4行目ですね。これにつきましては、全体としての地方税と地方交付税が、ここで書かれていることとの整合性がとれているかどうかという御意見だったので、そこは読み直して、整合性がとれているかどうか確認をさせていただきます。

とれているということであれば、このままで行くということですし、とれていないところがあると思われれば書き方を修正しなければいけないということになるかと思しますので、ここは読み直させていただきます。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】 先ほどの4ページのところの「地方自治の危機」という表現は、強過ぎるという御意見があるので、考えさせてもらってはでしょうか。

【委員】 議事録に残れば私はいいですから。

【小委員長】 では「地方自治の危機」という言葉についても、考えさせていただきたいと思います。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 1つは、先ほどの議論とかかわるのですが、39ページの下から3行目で、地方交付税が無駄遣いとガバナンス機能の低下を招きやすいというのは、やはりこれはちょっとおかしくて、ちゃんと扱えば地方交付税でもちゃんとするし、地方税だって、いかにげんに扱えばガバナンスは低下するので、ここはどうかなという気がします。

【委員】 特に法人に対する地方税というのは、よくこれとの関係で批判される場所ですね。

【委員】 むしろ、租税輸出というか、外に課す地方税の方がよほど問題ではないか。そっちの自主課税のほうが危ないとむしろ言われているところでもあります。

もう一つ、46ページの上から4行目で「法人住民税の国税化」というのは復元すべきであるというのは、一応、都税調の主張としてはある。私はどちらかというとな偏在は正論者なので、しなくてもいいかなとは思いますが、法人住民税の国税化というとな、何か全てもうなってしまうみたいなので、もうちょっと何かないですか。これだと既に全部やられてしまって、ちょっとまずいのではないかと。

【小委員長】 ありがとうございます。

先ほどのインセンティブとかガバナンスとか、そういった言葉を使っているところについて、あわせて表現を考えさせていただきます。

それから、今もございました、今日追加した46ページのところですか、国税化の議論。45～46ページにかけての地方法人税に関する書き方について、今、御指摘いただきましたので、考えさせていただきます。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

【委員】 済みません、1つだけ。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 これも多分、変わらないとは思いますが言うだけ言いますけれども、私、これに参加したときからずっと言っている話なのですが、地方分権の流れというのはやはり私はすごく気になるのですよね。地方分権の流

それを理由にしてこうこう述べるというのは、私は知的怠惰だと思いますので、ちゃんとした理由があるのだったら、こういうスローガンの言葉は別に使わなくてもいいと思うのですよね。お任せしますけれども、一応、これも数年前から何回も言っている話だと思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございました。

【委員】 ちゃんとした理由があるのであれば、地方分権の流れだからとか、そういう議論を使う必要もないと思うのです。正当な理由があれば、わざわざこういうスローガンのものは要らないなと私は思います。

【小委員長】 御意見は承りました。

どうでしょうか。第Ⅲ部はよろしいでしょうか。

それでは「Ⅳ その他の検討事項」について説明をお願いします。

【税制調査課長】 「Ⅳ その他の検討事項」でございます。49ページから始まっている第Ⅳ部です。

まず、51ページの中ほどでございますが、前回の小委員会で、現金収入が少なくてもほかの資産を持つ方の経済力も把握できるのではないかということで、ここに「特に、番号制度を活用し、税務当局が資産保有者を的確に把握することで、課税の適正化を一層推進することが期待できる」というのを追加しました。

また、次の「また」以下のパラグラフは、そうした資産の把握によりサービス提供の必要性を判断できるのではということも御意見でありましたので、もともと素案ではこのパラグラフが前のページの(1)の最後のところに記載しておったのですが、それをここに移しました。

次に、52ページの上のほうですけれども、番号制度に関して、海外における問題点をとの御意見を受けて「諸外国で発生している成りすまし等による番号の不正利用に対する不安や」というところを追加いたしました。

次に、58ページに参りまして、固定資産税ですけれども、前回の小委員会では、税率で動かすのが本来あるべき姿で、わがまち特例とか、そういったものには大きな賛同意見はなかったのではないかと御指摘がありましたので、上から1つ目のパラグラフでは「税率を設定できるようにするべきである」と。こちらは「望ましい」と書いてあったのを「するべきである」に書きかえて、次のパラグラフの最後も、そうは言っても「長年にわたり改正を積み重ね現在の姿に至っていることから、現行制度の枠組みを活用しつつ改革を行っていくことも重要である」と表現を変えております。

59ページに参りまして、下のほうですが、ここは素案の段階では「高齢者がその所有する固定資産を手放すことになった場合でも」と書いておったのですが、そんなことになったら社会保障上相当な問題になり、手放すことを前提に書くのはよくないのではないかと御意見を受けて、「地価が上昇した場合、固定資産税の負担がいつそう重くなる納税者の増加が予想される。特に高齢の単身世帯が増える中で、高齢者が住み慣れた地域で安定的な暮らしが営めるよう、高齢社会にふさわしいまちづくりに向け、適切に施策を実施することが重要である」という表現に改めました。

本文についての説明は以上でございますが、本文の後ろに参考資料をおつけしております。

昨年度の参考資料をアップデートしたものがほとんどでございますので、新しく追加した資料のみ御説明いたしますけれども、参考資料の7ページの「国・地方合わせた法人税率の国際比較」という表を新しくつけ加えております。

また、8ページの下の方の棒グラフの「企業が負担する国税・地方税、社会保険料合計額(対GDP比)」、こちらが都の今回の調査で新しくつけたものです。

9ページの「法人事業税の外形標準課税の概要」は、新しいです。

次に、12ページで東京都の財政需要の大きさを示す資料を2つつけております。

また、15ページの「地方法人税」の概要と、16ページの下の方ですけれども「持ち家に居住する世帯主

65歳以上の世帯における年間収入額別世帯数の割合」のグラフが新しいものでございます。

内容の説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは「IV その他の検討事項」について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 前回、時間の都合で中座しまして大変失礼しました。

この部分については、言い放しで出てしまったということがあったと思います。したがって、52ページの成り済まし等の具体的な問題については、アンダーラインを入れていただいています、ありがとうございます。

そこだけ言って帰ったのですが、もう一つ、51ページで番号制度の問題が書かれてありまして、これはこれで私はいいと思うのですが、51ページの上のボツのところですが、個人情報漏えいやさまざまな不正利用等々があると思うのですが、特に問題は、番号制度はあくまでも「税と社会保障の一体改革」の中で言われていることでありまして、その利用については、やはり税と社会保障の利用にきわめて限定的にやっていかないと、いろいろな問題が起きてしまうと思うのです。したがって、広範な民間利用は制限されるべきであるということをお私ほどこかに入れてほしい。特に51ページの上のボツのあたりに、あくまでも番号制度は税と社会保障に限定して、広範な民間利用は制限されるべきであるという趣旨を一つお願いしたいなと思っております。

これも言わずに帰ったので申し訳ないのですが、租税教育のお話が出ていまして、租税教育というのは非常に難しい面があって、一方的に国民だから税を負担すべきだということで終始する場合が往々にしてあるわけですが、最近なるべくそういうことのないように気をつけてやっている。それは非常に重要なことになると思うのです。

53ページの下の方にも納税者の権利のこともちょっと書いてありますから、これでいいと思うのですが、中間層が税負担に見合うサービス給付を実感できないで、税金を負担させられているという意識が非常に強いと書いてあります。そのとおりですが、もう一つは、納税人口の中で一番多いサラリーマンの人たちが申告納税制度の主体者になっていないということですね。

申告納税制度の主体者だという意識を租税教育の中で入れていかないといけないし、そういう制度に向かって、少なくとも所得税などについて検討する必要があるので、やはり納税者の意識と、申告納税制度の主体者ということをお私ほどこかに入れていく教育が必要だというニュアンスは53ページのどこかに入れていただきたいと思っております。

【小委員長】 ありがとうございます。

具体的には2点ございました。1つは、番号制度を広く民間利用するという意見も確かに聞くことはあるのですが、それは制限すべきであるという意見でございました。これが1点。

もう1つは、租税教育において、納税者の権利といいますか、特に申告納税の主体であるという意識を育成することが重要ではないかということをお私ほ、租税教育の課題の中に入れるのがいいであろうという御意見かと思っております。

これについては、どうでしょう。この2点につきまして、皆様から御意見をいただければ。

もし皆さん御異論がないようであれば、そういう形で文章につけ加えるということでやりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、今、御意見をいただいた点について、議事録を確認しまして追加の記述を行いたいと思っております。ありがとうございます。

その他の検討事項につきまして、ほかにはいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 租税教育に関してですけれども、53ページに、23年に国の総務省、文科省、国税庁を構成員とする租税教育推進関係省庁等協議会が発足したと。これは恐らく民主党政権のときに、租税教育、特に納税者の権利の観点から、上から単に苛斂誅求というか、支払わせるという、善良なる納税者を養成するというのとは違う観点での納税者の権利というものをベースにした租税観というのを育成すべきではないかという考え方で来ているのではないかと。52ページの下の方に書いてあることがまさにそのことだと思いますので、そういうことでいいですかねということと、その支援策の検討が行われているということなのですが、この中身は明らかになってきているのでしょうかということです。

というのは、すぐその下の2つ目のポツに「国ではこれまでも」というところがあります。これは批判されているわけですよね。3つ目のポツで、今までの租税教育ではある種の善良なる納税者養成の側面ばかりが強調されてきたという批判があるので、23年4月に発足したものはこれまでのものとは違っているのかどうか。現実には中身はどうか、もしわかれば。

【小委員長】 どうでしょうか。この点は、事務局では何か最近の租税教育に関する、もちろん東京都自身もそうなのですが、政策の変化といいますか、そういったものについて、何か御発言があればと思いますが、いかがでしょうか。

【税制調査担当課長】 国の総務省、文科省、国税庁を構成員とする協議会自体はまだ続いておりまして、実際、個々の自治体で内容の詳細については検討しているということです。それまでと違うものがあるかということ、この発足後、それぞれの地方自治体の協議会自体が変わっているわけではないです。最近の動きは、かなり個々に活動しているものですから、詳細には把握しておりません。

【委員】 そうすると、余りこの協議会のほうから新しい租税教育の方針が示されたわけではないという理解でいいのですかね。なるほど。

徴収率を上げなければいけないという一方で、納税者の権利意識というのをちゃんと養成していかないといけないという側面と、それは場合によっては、主税当局にとっては厳しい状態になる可能性もあるわけですが、どういう形でこれから租税教育をやっていくのかということ是非常に重要な視点で、そういう意味では、最後に書かれている53ページの下段落も含めて、つまり、受益と負担の対応関係といったものをしっかり納税者に理解していただくということはもちろん必要ですし、こういったこと全般について、国の方針、これまでとこれから、あと、ちょっと欠けているなど思ったのは、もし都として何かやれていることがあれば、都としてもやっていますと、あるいはこれからこうやっていきますという、何か今までは国の政策へのコメントだけで記述が終わっていますので、もし主税局として何かやっていたらしゃることがあれば、むしろそれを積極的に言っていたきたいと思います。

以上です。

【小委員長】 この点、何か。

では、まず、〇〇委員からどうぞ。

【委員】 〇〇委員のおっしゃるように、民主党政権からこういうものが打ち出されてがらっと変わったというイメージをお持ちかもしれませんが、実際はそんなには変わっていません。

租税教育推進協議会というのは租推協と言って、国税庁はそれぞれの税務署の管内に地元向け租推協をつくりなさいという指示を以前から出しているようです。したがって、今はどちらかということ、租推協は国の指示とか方針とかに基づくようになっています。

ところが、現場でやるということになると、東京の場合は私ども税理士会が請け負って多数会員を動員してや

っている。我々が請け負ってやる部分については、少なくとも先生がおっしゃるような納税者の権利も含めた市民社会の構成員としての教育をしようということをしております。

お読みになったかもしれませんが、朝日新聞の「天声人語」に今年の7月20日、板橋の例が書いてありまして、税金はお上が勝手に決めるものというイメージを逆転させるというのが授業の主眼だと「天声人語」では評価しているのですが、そこまで伝わるかどうかは別として、税というのは自分たちが決めるルールなのだという視点でやるように努めていて、国がつくった方針ではなくて、新しく私どもがテキストをつくって、それで今、やっているというのが実態であります。ですから、そういう意味では、下から努力してやらないと、税金を納めなさいみたいな教育だけになってしまう。そこを何とかきちんとした市民教育をしていくという視点でやりつつあるというのが現状だと思います。

【小委員長】 これについては、事務局から、東京都の取り組みというのは何かございますか。

【税制部長】 一つは、この租税教育推進協議会というのを毎年開催しております、そこには税務関係の団体、公立・私立を含めた小・中・高の教育関係者、国税の教育・広報担当、自治体の担当というのが集まって協議をしています。

そこでは何をやっているかということ、どういった計画で租税教育を進めようかということと、あとは、学校で特に使う教材資料の内容確認をしております。

具体的な租税教育につきましては、今、〇〇委員からありましたように、税理士会が積極的にやっていたいのですが、そのほかにも私どもの主税局の都税事務所では、それぞれの所管内の学校と連携をいたしまして、全てはできないのですけれども、毎年何校かずつ各事務所で租税教育教室をしております。

国税のほうも、租推協で紹介されておりますけれども、各税務署ごとに、これは全部やっているかどうかはちょっとわからないのですが、やはり租税教育ということで、幾つかの学校、それから、上野税務署に租税教育用施設がありますので、そこに子供たちに社会科見学等でもらってというような形で教育をやっていると聞いております。

【税制調査担当部長】 ちょっと補足をさせていただきます。

都独自で何かやっているかということになりますと、どこでもやっているようなことを基本的にはやっているのですが、一つ言えるのは、確認をしますが、学校教育の中できちんと取り入れていくときにやはり教材が必要だということで、たしか私の記憶では、主税局ではないのですけれども、東京都の教育庁で副読本のようなものを教材としてたしかつくっていたと思いますので、御指摘いただいた点を確認をしまして、記述ができれば記述をさせていただければと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

この点は、今、御発言をいろいろいただきました。その点を含めて答申の文章に取り入れることができればということで、議事録を拝見させていただいて、検討させていただきたいと思います。そういう形でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

【小委員長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 教えていただきたいというか、すごく私が都税調をここ数年見させていただいて思うことで、一番実現可能性が高そうで、かつ、東京都のためになりそうなどころだと思っているのは、都市計画税の制限税率の撤廃というストーリーは、比較的受け入れやすそうなどころでいいのかなと思って、今回もそれが強く打ち出されていいと思っています。

その一方で、私自身、東京都の姿勢がちょっとわかりにくいところは、固定資産税に関する、課税自主権がもう少し欲しいというところで、今、タックスレートに関しては、一見、文句をつけにくいけれども、タックススペースを自分たちであたかも選んだような雰囲気がするのが、57ページの下から2つのポツを読む限り、できたら自分たちでタックススペースを決めさせてくれ、または、固定資産の評価をさせてくれと読めてしまうのですが、実際、そんなことは結構大変なので、それが本当に欲しいのかなと思います。

その一方で、58ページ目の最初のポツを見ると、いや、そうではなくて、東京都が欲しいのは、土地と家屋と償却資産に別々の税率をかけたいということに重きがあるようにも読めるのです。

なので、タックススペースが狙いなのか、タックスレートを別々にかけたいというのが狙いなのか、私はどちらでも東京都の姿勢がはっきりすればいいのですが、その趣旨に合うような文章になっているかどうかを確認させていただきたいと思います。

【小委員長】 この点は東京都としての説明ということであれば、事務局からお願いします。

【税制調査担当部長】 タックススペースの話とここで最初に挙げているのは、やはりこの調査会の中でもたびたび住宅用地の特例率の問題について御議論があり、当然、先生方としては、全国の固定資産税の負担を考えたときに、住宅用地の特例は少し下げ過ぎなのではないかということで、税金を確保するために、ここを少し引き上げる方向はあり得るのではないかと御意見を何度か頂戴しているのですけれども、ここは、東京都とほかの地方を見たときに、評価の問題という話になってくるのですけれども、やはり評価額に非常に大きな断裂といえますか、極端な差があって、ここは具体的に、では、その住宅用地の特例率をどういうふうにしていくべきかとなると、東京都の考え方と東京都以外の機関とでかなり大きく違いがあって、そこは、全国一律に6分の1を4分の1にするとか、2分の1にするということではなくて、やはり地域の実情に応じた考え方、その他いろいろなまちづくりなども含めた考え方で、ここは選択をできるようにしてほしいというのが1つの東京都の思いであって、その話と税率をどうするかとかという課税自主権的な考え方とは、少し内容の違うことが一緒になっているものですから、わかりにくいという部分もあるかもしれませんが、そのような考え方でございます。

【委員】 私の理解不足です。ありがとうございました。

【小委員長】 ほかはいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 49ページから50ページの徴収のところなのですけれども、49ページの一番下から、アメリカの事例が出てきて、民間委託の話が出てくるのです。

それに続いて、我が国でもという話で、業務委託の推進の話が出てくるのですけれども、これが何か全体の流れとして若干違和感があったというか、49ページから見ると、まず、滞納整理とか、所得捕捉が大事だという話で、いろいろな取り組みが行われて、国、都道府県、区市町村の情報共有が重要だという話が出た後で、諸外国の事例で、カナダの話で、連邦と州の協定で、要するに政府間で連携するという話が出るのですけれども、次に、今度はアメリカの民間委託の話が出てきて、それに続いて日本の委託するときの取り扱いとなってしまうので、例えば、国、都道府県、区市町村の中での情報共有とか、連携の議論と、民間委託の議論と、ちょっと整理をしたほうがいいのかなということと、あと民間委託は賦課徴収の何を委託するのだろうかというのが、前段でインターネット公売の話とかが出てくるのですけれども、恐らくコンビニ納税とか、そういう部分ではないかと思うのですけれども、ちょっと事例を挙げた上で、ここをちょっと順番を入れかえて整理し直したほうがいいのではないかと思います。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 ○○委員の御意見に賛成なのですが、私もここを読んで、50ページの4行目なのですが、民間委託の話が出てきて「納税者の利便性向上を図る観点」とあるのだけれども、民間委託に納税者の利便性はどこにあるのか。

今、納税については、振替納税という制度もありますから、払える人には振替納税にしてもらったり、その勧奨もしたりしておりますし、我々もそういう点では協力をしているのだけれども、やたら民間業者が何かをやっ、それが納税者の利便性の向上だというのは、私の経験からはないのです。余計なお世話だという感じがするので、そここのところの違和感がちょっとありますということでございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

○○委員、どうぞ。

【委員】 追加のようで申し訳ないのですけれども、先ほどの49ページの一番下のところなのですが、これは、今、話題になっているところは、納税に関する業務を、全てというか、一般的な形で民間へということなのですか。それとも、滞納整理事務だけなのですか。

非常に意地悪な見方をすると、役所の人が行くと怖い人が大変だから、滞納整理事務を民間に投げてしまえとか、そういうふうには実は私はとってしまったのですが、そういうことではないのですね。

【税制調査課長】 そういうことではありません。

【委員】 となると、やはり役所の人は、そういうお仕事は多分大変だと思うのです。

【小委員長】 ここについて、例えば、東京都で考えている課題、要するに、民間委託に関する観点といたしますか、使い方といたしますか、それについて何か方針がございましたら、お願いします。

【税制調査課長】 このアメリカの滞納整理事務の民間委託のことを書いたのは、ここは完全に滞納整理のところとして、ここは民間委託しているのは、全部経費削減のため、効率的にということを採用しているところを紹介しています。

【委員】 そのほかの分野では、例えば、民間委託して、費用対効果が高くなるようなというものは、どういものがあるのですか。

【税制調査担当課長】 例えば、今、クレジットカード納税という形で、一種の委託化、これもかなり利便性の向上、今までは、古くは銀行の窓口がいている時間しか納税ができなかったところから、徐々に口座振替になり、クレジットカードでも納税ができますという形で、納税者の利便性の向上をしてきているところがございます。

あと、委託化としてはいろいろな余地があるということで、まだいろいろ考えて、研究している段階です。

【小委員長】 わかりました。

今、委員からいろいろ御発言がございましたとおり、何でも委託すればいいというものではないというのは、確かにそういうことでございます。

そこで、この50ページの3行目のところの後半ですが、「我が国においても」というところがございますが、ここを改行しまして、段落を独立させた上で、今の委員の御意見を入れて、その中身を修文することで引き取らせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

つまり、アメリカの滞納整理については、たしかアメリカに職員を派遣していろいろ調査をされたと伺っております。そういうことを含めてここに書いたのですが、日本でそれがどこまで使えるかとか、どういう効果があるかということについては、慎重に検討すべきところもあるということですので、今の議論も含めて修正させていただきます。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○○委員、どうぞ。

【委員】 最後の60ページの「(4) その他」の4つ目です。

これは、結構話題になった、償却資産に係る固定資産税のケースです。今、余りこれは正面の話題になっていないというか、法人税率そのものの軽減の話がメインで、こちらについては余り焦点が当たっていないので、その他のこういう形かもしれないのですけれども、ちょっとここを読んだ印象としては、財源として重要だと、だから、残すべきだというのが主たる基調のように書かれています。これは多分論理としても正当性があることもしっかり書いたほうがいいのではと思ったのです。

つまり、そもそも国内投資の阻害要因に本当になっているのかどうかという点は、個人的には興味があって、その実証研究があるかどうかは知らないのですけれども、そこがあれなのと、2番目に、歴史的経緯が多分あるのでしょうか。多分、償却資産が固定資産税の課税ベースに入った原因があって、〇〇委員に、以前、口頭で教えていただいたような気がしますが、その経緯は今も変わらないのだと強調しておかれるという手もあります。3番目には、諸外国では、固定資産税に償却資産は入っているのですか。やぶ蛇で、日本は特殊だということがわかってしまうかもしれないとか、そうではないのですか。

【委員】 一般的に、償却資産は何らかの形で固定資産税の課税対象になっているところが多いです。

【委員】 ありがとうございます。

【小委員長】 ありがとうございました。

これは最後の段落ということになるわけですが、表現の仕方を、今、〇〇委員が言われた趣旨で修正してよろしいかということですが、これはいかがでしょうか。

〇〇委員。

【委員】 賛成なのですけれども、一般に諸外国といってもさまざまですから、償却資産税としてというよりも、むしろ固定資産を取得したときの即時償却の範囲が国によってさまざまですから、固定資産の取得についての取り扱いとその償却との関係は、やはり一緒に考えていただかないといけないかと。

この間の報告書にはイギリスはなかったのですけれども、イギリスについては、即時償却の範囲が非常に大きいですね。日本でいうと、800万円ぐらいまでは即時償却できてしまうわけで固定資産として計上されない。

日本については、少なくとも取得価額30万円以上は全部固定資産税の対象になってくるし、償却資産として申告しますから、そういう関連ということも踏まえていただきたいと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

書き始めると、いろいろな観点を入れなければいけないのですが、今の御発言も含めて、文章を検討させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 幾つか教えていただければと思うのですけれども、51ページの番号制度にかかわる観点で、1つ目のポツの最後の行で「実効ある個人情報保護対策が不可欠である」と、一般論としてはわかるのですけれども、具体的に本当に何をやっているのですかというのをちょっとお聞きしたい。

例えば、ある企業で個人情報が出ても、流れてしまって、1人当たりいくらかを払って、それでおしまいでは、実際に教育現場はその企業と手を切れるかといったら、もう切れないこともあるのです。だから、その会社のやりたい放題に教育現場はもうなっていて、もはや取り返しがつかない。

つまり、対策不可能な状態になっていることに関して、具体的にどういう対策をとるつもりなのか。とっているのか。

既に番号法を施行すると言っているのですから、こういう抽象的な議論は、立案するプロセスではいいですけ

れども、決定した段階では、余りに無責任なのではないかという気がします、何か具体的に、漏れたらどういうふうにはペナルティーを課すのか、あるいは、回収するのか、漏れたものについてどうやって削除させるのかということについて、実効ある対策がなければ、これは単なる空文でしかないので、ちょっと心配だというのが1点目です。

2点目は、租税教育がいろいろ議論に出ているのですけれども、私は、教育現場に何でもかんでも何とか教育をしろというのはいささかちょっとどうかと思っていて、教育はある程度の中立性、特に普通教育は中立性を持つべきであって、ときの政府の意向を反映する、政策的に非中立な教育に踏み込むのは、もうちょっと謙抑的であるべきではないかという気がいたします。

金融教育とかが始まった。そのうち、カジノ教育とか、そういうことをするようになりかねないわけでありまして、いささかどうなのかという気がいたします。

しかも、租税教育の基本は、既に世界史などでちゃんとやっているわけです。「代表なければ課税なし」ということ、フランス革命の前史において徴税請負人が人々の怨嗟を買っていたと、要は、いかに徴収の民間委託は危険であるのかと、あと、不用意な増税は「ティーパーティー」（ボストン茶会事件）のようなアメリカ独立革命を招くと、要はその3つだけを教えれば十分であって、既に世界史で教えていると。

これ以上、何を教える必要があるのか。むしろ、租税教育が必要なのは、くだらない民間委託とかを考える立案者に対してあって、子供ではないのではないかと思います。租税教育は、いささか謙抑性を欠いているという気はいたします。

以上2点、感想みたいなものです。

【小委員長】 ありがとうございます。

個人情報保護対策については、これも基本的には番号制度を導入すると決めたのは国なのですが、どういう形で進んでいるかということについて、何か情報はございますか。

【税制調査課長】 個人情報保護対策について、具体的なことは書いていないようです。

【小委員長】 今のところ、出ていないと。

【委員】 何もやらないというのに、何か対策があるかの如く書くのは問題です。こういうのは非常に問題で、ちゃんとどういう対策をとるつもりなのか、膨大な数の個人番号を事業者が扱うことになるので、エンフォースメントは大変だと思います。

【小委員長】 そういう警告をするべきではないかということを書くとすれば、そういう懸念といいますか、問題点が出てくるだろう、本当に実効ある対策が不可欠であるといっても、その中身は、これは東京都が考えるのかという問題もあります。ともかくもう少し強い表現ができればと思っております。

私はある小学校で租税教育をみたことがあります。DVDを見せて、そこではどのような公共サービスがあるのか、たとえば道路とか消防とか、そういう話をアニメーションでやっていた、それをたしか小学校の6年生に見せていました。

【委員】 それは、国でつくったDVDなのですか。

【小委員長】 国というか、市役所の人が使っていたものです。著作権者は誰でしたかね。

【委員】 多分どこかに委託してつくったのでしょうかね。

【小委員長】 多分そうです。税務署とか、それこそ税理士会などの協力もあるのかもしれませんが。

【委員】 我々は、我々のテキストを使うから、共同制作していません。

【小委員長】 そうですか。

【委員】 その中身は、小学3、4年生のところでやっているのです。消防をやっていますとか、ごみ処理をやっていますとか、3、4年の社会科の教育はそれです。それから、うちの町ではこんなところに消防署があり

ますとかというのは、副読本でやっているのです。だから、これは学習指導要領に恐らく入っていると思いますので、それはやったっていいと思いますけれども、既にやっていると。

【小委員長】 その場合は実際に市役所の税務課の職員が説明に来ていましたけれども、いろいろな子供の質問に答えていました。

ここで中身に触れるのもなかなか難しいので、今、御意見を伺いましたので、表現をどういうふうに捉えられるか。先ほどの〇〇委員の発言もございましたし、そういうことも含めて、全体としてどういう文面がいいかを考えさせていただきます。ありがとうございます。

ほかはいかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 答申に直接関係ないかもわかりませんが、公平で確実な所得の把握ということで、実態をお聞きしたいと思うのですが、この間、新聞に驚くべきことが出ておまして、日本に来ていろいろ稼いでいく芸能人なりスポーツマンが税金を払わないで出国してしまうとか、あるいは、日本にいる外国人が国外に大勢の扶養家族を抱えておって、その扶養控除の額によって、住民税なり所得税がゼロになっておるとということが書いてあったのですけれども、前者のスポーツマンなり芸術家の所得に対する課税は、私は源泉徴収ではないかと思っているのですが、その新聞には消費税と書いてあったのです。これは新聞社の間違いだと思うのですけれども、源泉徴収の課税について、東京都はどうなっておるのでしょうかということと、扶養家族を何十人も抱えておる人がいるということなのですが、東京にそんな例があるのでしょうか。

現在の所得税法では課税できないらしいのですけれども、どういう体系になっているかわからないのですが、これは何とか法改正をしなければならない問題ではないかと思っております。

【小委員長】 この点については、事務局から御発言がありますか。

【税制部長】 まず前者の話ですが、要するに、国内で外国人がそういうことをしたと今まで新聞に出ていたのは、やはり消費税だったと思います。

消費税は、いわゆる本人に対してということではなくて、雇って派遣のような形で、国内で行われたサービスの提供については、日本国内の消費税が課税されると。それを、間に入った会社が申告せず、済ませていたということで、国税庁が指摘、指導をして、申告をさせたという例だったと思います。

ですから、源泉ではないということです。源泉課税については課税対象であり、税務署のほうで把握していれば、多分きちんと徴収しているかと思えます。

住民税については、国外居住者は非課税になりますので、もともと住民税が発生しないのが通例かと思えます。

2つ目の扶養控除は、市町村でやっていますので、正確には把握しておりませんが、かつて「子ども手当」のときに、外国で扶養しているのだと主張して何十人も請求したというのが新聞記事に出ていたのは、私も記憶しております。

多分、当局としては、きちんと扶養家族にしている、あるいは、どちらの法律でやるかというのはあるのですけれども、養子縁組をしているようなものについては、認めざるを得ない実態があるのかなと思います。

ちょっと余談になりますけれども、先般も代理出産で多くの自分の子供をつくるという例もありましたので、あれは法律上も実子になるかと思えますので、特殊な例とは思いますが、そういう例がないとは言えないかなと。国外であっても、扶養がきちんと証明されれば、所得課税上は扶養控除の対象になるのが実務だと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

ひととおり答申案につきまして御議論いただきました。全体を通して、何か言い忘れたことがございましたら、

お願いします。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】 全然答申に何もかわらない、単なる質問なのですけれども、諸外国でレシートをもらいましょう運動みたいなものがあると聞きます。あるいは、レシートの裏に宝くじがついているということで、確実にレシートを発行させるというのが、消費課税の導入のときに行われるという話を聞くのですけれども、何で日本はそういうことが議論にならないのかなというのは不思議なのです。

台湾は、たしか何かそんなことをやっていました。レシートを発行させることで、要は、売上を抜くということとをさせないということですかね。

日本はもともと益税は多いと言われていたところで、何でそういうことをやらないのかと。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【委員】 〇〇委員がおっしゃるのは、インボイスの話だと思うのです。

インボイスに、課税の対象と付加価値税が書いてあって、書いてある税額について控除するという制度が、フランスから始まりまして、直接税をなかなかとれない国で始まったので、間接税はきちんととれるということから、インボイス方式が始まったと思います。確かにお隣の国の韓国もちゃんとインボイス方式は1977年の導入から入っているのですが、日本が入らないのは、記帳が非常に行き渡っていて、もちろん、青色申告制度とか、記帳を促進する諸制度があるために、帳簿方式だけでも大丈夫だというのが消費税を導入したときの政府の考え方で、そのときにインボイスはとらないとなったわけです。

それが日本ではうまくいかないかということとはならないので、記帳制度が非常に発達していますから、帳簿方式でほとんど課税できる。

それから、インボイスだけにしてしまうと、免税業者はインボイスを出せませんから、免税業者が取引から排除されますね。出せないところは、オミットされることになるので、中立的な税制にはならないこともあって、日本では今までは入れていないということだと思います。

また、消費税の税率が諸外国の付加価値税の税率よりもはるかに低いですから、低いところで手間をとって、紙も使って、それをいちいち集めて、零細業者を取引から排除するという必要は全くないのが実情で、インボイスがないから脱税が多いということではないだろうと思っています。

【小委員長】 ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

【委員】 最終消費者のところへレシートを確実に出させるという話とインボイスの話は同じかどうか、私はよくわからないのですけれども、要は、最終段階でレシートを、通常のお店は出しますけれども、中には出さないお店もある。それはどういう税制上の意味があるのかと。

これは、インボイスのために末端で領収書を発行させる必要があるのか、それとも、末端消費者の段階でレシートを出させることに何か特別な意味があるのか、ちょっとよくわからなかったものです。インボイス制度が必要ないという意味では、どの段階でも、出そうと出すまいと関係ないという話なのか、ちょっとそこがわからなかったのです。

【委員】 先生、前段階税額控除をしますから、最終消費者だけではなくて、全部にインボイスが必要だということになるので、全ての取引については、領収書というのか、インボイスというのか、あるいは、税金計算書と言っているところもありますが、全ての取引を前段階税額控除をするための最低必要な要件として、それが用いられるところに、非常に幅広く、影響が大きい。

一般的に、領収書は、支払者から請求してとるべきなのでしょうけれども、税法はそれを要求していないということです。

【委員】 ○○委員が言っていたらっしゃったのは、最終消費者の段階での領収書なのですか。

【委員】 表面的にマスコミとかで見たのはそういう話で、それが全部の段階で、川上に上るために最後部から発行させるという意味でそういう話になっているとすると、記帳方式なら日本では要らないという話になるのですが、でも、だから、そこら辺はどういう意味なのかということがちょっとわからなかったのです。

【小委員長】 ありがとうございました。

答申の話というよりも税制に関する御議論ということで、ありがとうございました。

では、よろしいでしょうか。

それでは、本日いただきました御意見を踏まえて、この答申の案文の修正を行いたいと思います。修正につきましては、会長と私にお任せいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

【小委員長】 ありがとうございます。

皆様の御了解をいただきましたので、修正を行った上で、答申案として総会の審議にかけさせていただきます。

それでは、事務局から今後の日程の説明をお願いします。

【税制調査課長】 答申の取りまとめに向けまして、11月に2回、総会を開催したいと存じます。委員の皆様には既に開催通知をお送りさせていただいておりますが、第2回総会が11月10日、月曜日、午前10時から、会場は都庁第一本庁舎33階南側のS6会議室です。

第3回につきましては、11月17日、月曜日の午前11時からを予定しております。会場は、都庁第二本庁舎31階の特別会議室27で開催させていただきます。

以上でございます。

【小委員長】 それでは、本日の議事を終了します。

本日は、今期3年間の小委員会としては、多分、最後ではないかと思えます。

3年間、この小委員会はこの答申案をまとめるために活動してまいりました。皆様には御議論、御意見をいろいろいただき、議事に御協力いただきまして、大変ありがとうございました。御礼を申し上げます。

総会へバトンタッチという形で進めていきたいと考えています。

これもちまして、第6回の小委員会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

— 了 —